財政学　宿題 2 解答

2004 年 7 月 8 日(木)

・設問 1 から 4 まで(配点：各 1 点)

設問 1　　ウ
設問 2　　エ
設問 3　　オ
設問 4　　ウ

・設問 5(配点：1 点)

貯蓄が利子に対して非弾力的であっても、補償された貯蓄関数が弾力的であれば、その代替効果によって超過負担が発生するため、この主張は正しくはない。

・設問 6(配点：計 2 点)

(1)　課税前の均衡水準は、$Q^S = Q^D$ であるから、

$$50 = 150 - 4p$$

となり、p＝25 を得る。ただし、土地は供給が価格に対して完全に非弾力的な財であるから、課税後においても消費者の支払価格は 25 万円で変化しない。よって、消費者の支払額は 25×50＝<u>1,250 万円</u>となる。一方、税は生産者が全額負担をすることになるため、生産者の受取価格は 25－3＝<u>22 万円</u>となる。

【採点のポイント】

消費者の支払額・生産者の受取価格がともに正解であれば 1 点。ただし、消費者の支払価格(25 万円)や生産者の受取額(1,150 万円)を答えとしている答案も正答としている。当初はきびしく減点する方針だったが、予想より平均点が低くなりそうだったので、甘めにとった。

(2)　供給量は 50 で固定されているため、政府の税収は、

50×3＝150(万円)

である。

・設問 7(配点：1 点)

下図のように、一括税を実施した際に、E_2 と同じ効用が得られるような

予算制約式を書き加えると、この場合の徴税額は E_2A 線の長さに等しい(E_3 点を一括税実施時の消費点とする)。

しかしながら、個別物品税を課した場合、この財の消費がゼロとなるため、徴税額もゼロとなる。したがって、このケースにおける超過負担は線分 E_2A の長さに等しい。

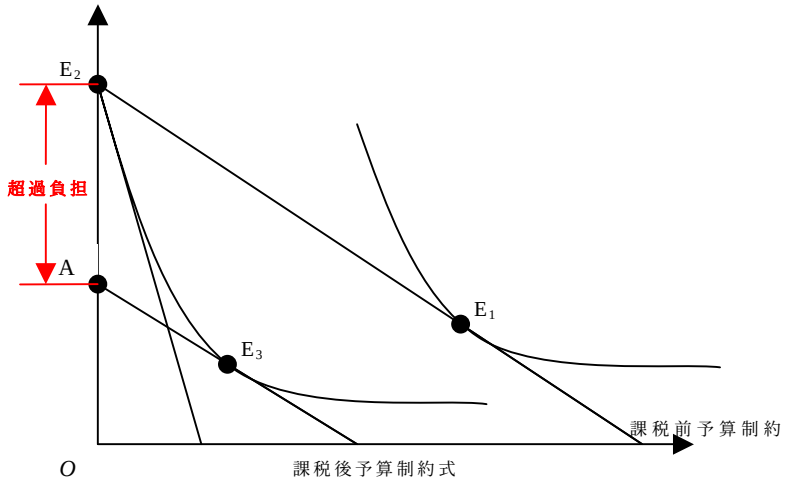

・設問 8(配点：2 点)

在職老齢年金制度とは、60-64 歳までの受給権者が在職している場合、寡得する所得に応じて年金給付が減額されるという制度である。

具体的には、

(1)60 歳代前半

・在職中であれば、2 割の年金が支給停止。

・年金額の 8 割と総報酬月額の合計が 28 万円以下の場合は、そのまま 8 割の年金が受給できる。

・28 万円を超えた場合には、2 割の支給停止のほかに、総報酬月額総額の増加 2 に対して、1 の年金が支給停止となる。

・総報酬月額が 48 万円を超える場合には、さらに総報酬月額が増加した分だけ、年金が支給停止になる。

また、この状況を題意に沿った形で示すと、以下の図を描くことができる。

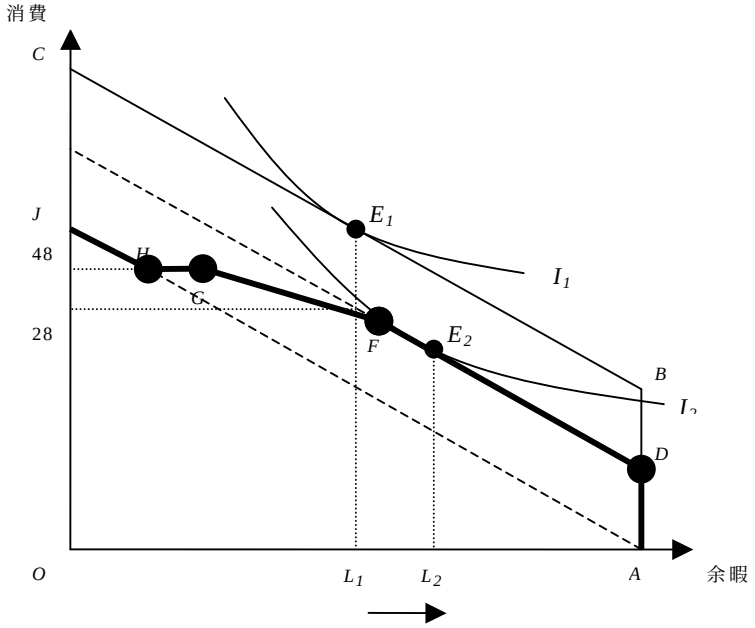

ただし、

線分 ABC：在職老齢年金制度がない場合の予算制約

線分 ADFGHJ(太線)：このケースにおける予算制約

であり、*BD=0.8AB* である。また、

I_1：在職老齢年金制度がない場合の個人の無差別曲線

I_2：このケースにおける無差別曲線

を示す。在職老齢年金が存在しない場合の余暇が L_1、存在する場合の余暇は L_2 となり、在職老齢年金の存在によって労働供給は阻害されることが確認できる。

(2)60 歳代後半

・平成 14 年 4 月 1 日前に 65 歳に達している人…賃金に関わらず全額支給。

・平成 14 年 4 月 1 日以後に 65 歳に達する人

①老齢厚生年金額と賃金(標準報酬月額相当額)の合計が 48 万円以下

→全額支給

②老齢厚生年金額と賃金(標準報酬月額相当額)の合計が 48 万円以上

→老齢厚生年金(2 階部分)について、賃金の増加 2 に対して 1 の割合の年金が受給停止となる。ただし、老齢基礎年金(1 階部分)は全額支給。

また、②の状況を題意に沿った形で示すと、次項の図を描くことができる。

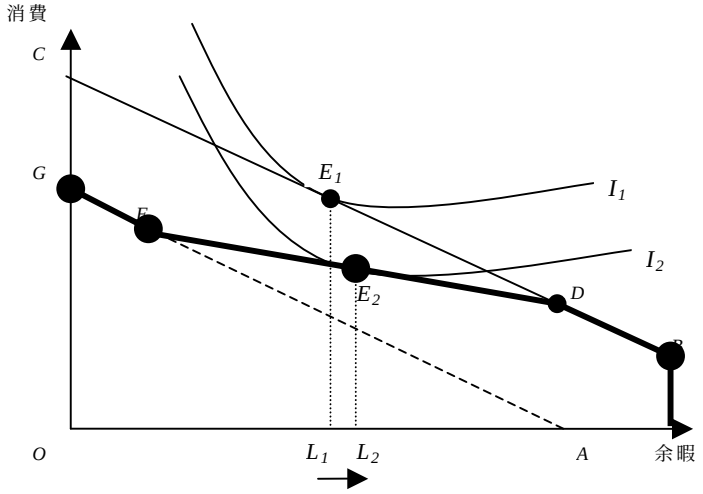

ただし、

線分 ABC：在職老齢年金制度がない場合の予算制約

線分 ABDEF(太線)：このケースにおける予算制約

であり、

I_1：在職老齢年金制度がない場合の個人の無差別曲線

I_2：このケースにおける無差別曲線

を示す。

したがって、このケースでも、在職老齢年金の存在によって労働供給は阻害されることが確認できる。

【採点のポイント】

上記のような解答例を全て網羅した解答は、ほとんど見受けられなかったので、以下の採点基準を設けて採点した。また、記述が不適切なものや意味が通らないものは減点の対象とした。

・在職老齢年金制度の詳細な説明があるもの…1 点

・予算線と無差別曲線を用いて、妥当であると判断されるレベルで議論しているもの…1 点

・上記 2 項目について、部分的には理解されていると思われる解答を記述しているもの…1 点

以上